

令和7年度

P T A 総会要項

日時：令和7年5月11日(日)午前10時25分～
場所：登野城小学校 体育館



会 次 第

司会：村山 蘭（副会長）

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 報告・議事
 - ① 報告第1号 令和6年度 活動報告
 - ② 報告第2号 令和6年度 会計監査報告
 - ③ 議案第1号 令和6年度 決算について
 - ④ 議案第2号 令和7年度 活動方針並びに事業計画(案)について
 - ⑤ 議案第3号 令和7年度 予算(案)について
 - ⑥ 議案第4号 会則の改正(案)について
 - ⑦ 議案第5号 令和7年度 役員選出(案)について
- 4 新役員紹介
- 5 学校長あいさつ
- 6 職員紹介
- 7 閉会のことば

石垣市立 登野城小学校 P T A

令和6年度 登野城小学校PTA活動報告

年	月	日	主 要 活 動 事 項
令和6年	4	9	令和6年度新任式 1学期始業式 学級開き（児童数671名）
	4	10	令和6年度入学式（新1年生99名）
	5	2	令和5年度 理事会
		12	令和6年度 定期総会（委任状 161世帯参加 委任状246通提出）
		17	令和6年度「石垣市青少年街頭指導員」委嘱状交付式（校外生活委員長）
		29	第1回 役員会
	6	10	第2回 役員会
		14	第1回 評議委員会・専門委員会
		25	登小っ子ふれあいまつり 第1回実行委員会
		30	PTA作業及び親睦ドッジビー大会
	7	12	登小っ子ふれあいまつり 第2回実行委員会
		19	1学期終業式 PTA広報『おもと』第1号発行（広報委員会）
		20～	登野城小学校中庭（B棟とC棟の間）で全児童対象でラジオ体操実施。
		13	令和6年度 第49回石垣市PTA会長・学校長の集い（石垣市PTA連合会主催）
	8	28	2学期始業式
	9	6	登小っ子ふれあいまつり 第3回実行委員会
		21	第24回 登小っ子ふれあいまつり
	10	4	登小っ子ふれあいまつり 第4回実行委員会 解散式
		6	PTA美化作業
		20	体育学習発表会 石垣市PTA連合会主催 童話・お話大会（本校体育館にて高学年の部開） 6年 宮里咲希さん 最優秀賞
	11	3	石垣島まつりパレード 6年生鼓笛隊参加
		10	八重山地区PTA連合会主催 童話・お話大会 6年 宮里咲希さん 出場
		17	八重山地区PTA連合会 令和6年度 会長賞受賞者 仲村渠忍氏 浦崎康代氏 千手巫夕美氏
	12	11	創立記念集会
		22	八重山地区PTA連合会主催 親睦スポーツ大会 登小PTA 2チーム出場
		25	2学期終業式
	1	6	3学期始業式
		19	第66回 沖縄県PTA研修大会 国頭大会参加 高島好勝（会長・八P会長）金城啓介（副会長・石P会長）請盛文野（石P事務局長） 後藤友宣（副会長）川満静佳（副会長）村山蘭（副会長）西銘和子（広報委員長）

		田代和真(教頭) 東小浜尚(教諭) 高良音絵(会計・石P会計)
		沖縄県PTA連合会 会長賞受賞者 請盛文野(登野城小学校PTA推薦)
2	2	日曜参観
		いしがき教育の日 表彰式・講演会
		表彰 登野城小学校 母ちゃんの会 代表:川邊孝子氏
	2	美化作業(環境整備委員会)
3	5	特設授業「命の授業」4年 講師:命の応援団in石垣島
	19	令和6年度卒業式
		PTA広報『おもと』第2号発行(広報委員会)
	21	修了式・離任式
	27	第3回役員会
4	21	第2回理事会
5	2	第4回役員会
5	7	令和6年度 会計監査
		第3回理事会

登野城小学校PTA
会長 高島 好勝 様

登野城小学校PTA 監査員

花城 将司 印
山本 瑞香 印

会 計 監 査 報 告 書

令和6年度の会計監査を実施した結果を下記のとおり報告致します。

記

- 1、 監査実施日 令和 7 年 5 月 7 日
- 2、 監査書類
 - (1) 金銭出納簿
 - (2) 会計差引簿
 - (3) 預金通帳
 - (4) 証憑書類
 - (5) 決算書

3、 監査所見

監査の結果、帳簿の記載は正確にされ、証憑類も整理され
収入、支出ともに適正であると認めます。

令和6年度 登野城小学校PTA会計決算書

収入総額	¥4,692,499
支出総額	¥4,483,303
差引総額	¥209,196

1. 収入の部

(単位:円)

項	目	予算額	決算額	増・△減	付 記
1	会 費	4,579,200	4,512,000	△ 67,200	9,600円×約470世帯分
2	繰 越 金	179,604	179,604	0	令和5年度繰越金
3	諸 収 入	10,000	895	△ 9,105	預金利息
	合 計	4,768,804	4,692,499	△ 76,305	

2. 支出の部

※ △ = 予算執行減

項	目	予算額	決算額	増・△減	備 考
1 運 営 費	1 会議費	70,000	33,962	△ 36,038	評議委員会・監査 湯茶菓子等 運営積立口座へ30,000円積立
	2 消耗備品費	70,000	67,248	△ 2,752	事務用品類
	3 通信運搬費	80,000	64,458	△ 15,542	電話・通信使用料 各種手数料
	4 渉外費	30,000	21,000	△ 9,000	石P研修費(校長・会長)・県P大会広告費
	5 事務職員費	1,315,000	1,315,391	391	給料、期末手当、雇用保険負担金
	計	1,565,000	1,502,059	△ 62,941	
2 活 動 費	1 研修費	250,000	239,574	△ 10,426	沖縄県PTA研究大会(国頭大会)旅費・参加費
	2 総務委員会費	60,000	4,109	△ 55,891	ベルマーク作業
	3 文化スポーツ委員会費	60,000	32,487	△ 27,513	校内・ハP親睦スポーツ大会
	4 広報委員会費	100,000	76,628	△ 23,372	広報『おもと』編集費用(外部委託)
	5 環境整備委員会費	200,000	196,381	△ 3,619	美化作業・環境整備・修繕費用
	6 校外生活委員会費	30,000	0	△ 30,000	
	7 全町内委員会費	147,840	141,782	△ 6,058	夏休みラジオ体操活動費 熱中症対策キーパー購入費
	8 全学級委員会費	550,500	550,500	0	750円×児童数+担任
	計	1,398,340	1,241,461	△ 156,879	
3 児 童 奨 励 費	1 報奨費	80,000	80,093	93	児童作品送料、校内童話お話大会 特別講師謝礼など
	2 派遣費	50,000	42,844	△ 7,156	八重山地区音楽発表会参加費 石垣島まつりパレード参加 飲物代など
	3 健康会費	131,560	128,570	△ 2,990	230円×559人
	4 飼育栽培費	30,000	24,052	△ 5,948	種苗類
	5 児童活動費	330,000	307,068	△ 22,932	児童会・委員会・クラブ活動 少年写真新聞代、
	6 衛生費	60,000	99,471	39,471	保健室消耗品、備品、熱中症対策 健康ふしぎ発見ニュース購読料
	7 図書費	650,000	642,239	△ 7,761	購入書籍内訳は別紙詳細
	計	1,331,560	1,324,337	△ 7,223	
4 管 理 費	1 広報車維持管理費	120,000	101,961	△ 18,039	燃料費、自動車税、自動車保険 広報車積立口座へ30,000円積立
	計	120,000	101,961	△ 18,039	
5 分 担 金	1 石P連分担金	231,840	232,185	345	石P連会費 345円×673名
	2 学校給食研究会分担金	20,160	0	△ 20,160	
	計	252,000	232,185	△ 19,815	
6 加 入 金	1 活動災害費	81,600	81,300	△ 300	PTA活動時における災害保障 1世帯150円
	計	81,600	81,300	△ 300	
7 予 備 費	1 予備費	20,304	0	△ 20,304	
	計	20,304	0	△ 20,304	
支出合計		4,768,804	4,483,303	△ 285,501	

運 営 積 立 金

収 入	366,418
支 出	0
差引額	366,418

(単位:円)

内 訳	金 額		備 考
	収 入	支 出	
前年度繰り越し	336,398		
利 息	20		
令和6年度積立	30,000		
合 計	366,418	0	

広 報 車 積 立 金

収 入	365,965
支 出	0
差引額	365,965

(単位:円)

内 訳	金 額		備 考
	収 入	支 出	
前年度繰り越し	335,947	0	
利 息	18	0	
令和6年度積立	30,000		
合 計	365,965	0	

ま っ り 収 益 積 立 金

収 入	382,031
支 出	0
差引額	382,031

(単位:円)

内 訳	金 額		備 考
	収 入	支 出	
前年度繰り越し	318,000	0	
利 息	14		
令和6年度積立	64,017	0	
合 計	382,031	0	

令和7年度 登小PTA活動方針

1) 目 的

保護者と教職員が互いに補充しあって、本校の教育目標「自分のよさを発揮して 豊かに学び共に成長する子」を推進するとともに、会員が積極的に参画する機会の拡充を進め、楽しく明るい学校づくりと地域社会の教育環境の向上に努める。

2) 活動方針

- ① 学校と家庭が相携えて、子どもの基本的な生活習慣の確立を図り、健全育成と学力向上に努める。
- ② 保護者と教師が連絡を密にし、活気に満ちた会活動を積極的に推進する。
- ③ 学級PTA・各専門委員会、町内委員会の活動を積極的に推進する。
- ④ 学力向上の推進、石垣第二中学校との連携強化を図る。
- ⑤ 校内環境の整備、花いっぱい運動への協力を行う。
- ⑥ 読書の奨励、図書充実への協力を行う。
- ⑦ 会員の資質向上を図るため、PTA研修会への積極的参加と、講演会の実施を行う。
- ⑧ 会員の親睦と健康増進を図るため、親睦スポーツ大会を実施する。
- ⑨ 地域との連携を図るため、町内活動の活発化と町内児童会の強化に努める。
- ⑩ 母ちゃんの会、父ちゃんの会を推進する。
- ⑪ 学校評議員との協力で、開かれた学校づくりを推進する。
- ⑫ 毎月第三日曜日「家庭の日」と、二月第一日曜日「いしがき教育の日」の周知に努める。
- ⑬ 石P連・八P連・県P連・九P連活動への協力を行う。
- ⑭ 学校連絡アプリ【tetoru（テトル）】を活用し、ペーパーレス化を積極的に推進する。
- ⑮ 『我が家の携帯・スマホ等ルール10ヶ条』の推進
- ⑯ 子どもたちの登校時の安全確認及び下校時の安全パトロールの推進

令和7年度 登小PTA事業計画

趣 旨

豊かな人間性を培い、自ら進んで取り組み、心身ともに健やかな子どもの育成に努め、子どもの基本的な生活習慣の確立を図るとともに、学校行事やPTA・地域活動などへの積極的な参画を推進する。

専門委員会の事業計画

(1) 総務委員会

- ① PTA活動全体の事業計画の立案と推進
- ② 母ちゃんの会の拡充とベルマーク運動の推進
- ③ 学力向上推進への協力
- ④ 登小っ子ふれあいまつりへの協力

(2) 文化スポーツ委員会

- ① 親睦スポーツ大会及びレクリエーションの計画実施
- ② 教育講演及び学習会の実施
- ③ 体育学習発表会への協力
- ④ 登小っ子ふれあいまつりへの協力

(3) 広報委員会

- ① PTA新聞「おもと」の発行
- ② 広報活動の充実
- ③ 読書活動の推進
- ④ 登小っ子ふれあいまつりへの協力

(4) 環境整備委員会

- ① PTA作業の企画及び実施
- ② 学校施設の環境整備
- ③ 校内外の美化運動への協力
- ④ 父ちゃんの会の活動拡充の推進
- ⑤ 登小っ子ふれあいまつりへの協力

(5) 校外生活委員会

- ① 児童の生活指導、夏休み校外生活指導及び交通安全に関すること
- ② 地域懇談会・地域パトロール・あいさつ運動の実施
- ③ 町内委員会への協力
- ④ PTA広報車の活用及び管理
- ⑤ 登小っ子ふれあいまつりへの協力

町内委員会

- ① 町内児童会の育成と地域子ども育成会との連携
- ② 夏休み町内活動の推進及び活動報告

令和7年度 登野城小学校PTA予算

収入総額	¥4,779,196
支出総額	¥4,779,196
差引残額	¥0

1. 収入の部

(単位:円)

項	目	本年度予算	前年度予算	増・△減	付 記
1	会 費	4,560,000	4,579,200	△ 19,200	全500世帯の95%(475世帯)納入見込みの算定(1世帯年額9,600円)
2	繰 越 金	209,196	179,604	29,592	令和6年度繰越金
3	諸 収 入	10,000	10,000	0	預金利息、過年度会費、他
合 計		4,779,196	4,768,804	10,392	

2. 支出の部

項	目	本年度予算	前年度予算	増・△減	備 考
1 運 営 費	1 会議費	20,000	70,000	△ 50,000	総会、評議委員会、理事会
	2 消耗備品費	180,000	80,000	100,000	中古パソコン購入、事務用品等
	3 通信運搬費	70,000	80,000	△ 10,000	電話、通信使用料、各種手数料、切手
	4 渉外費	40,000	30,000	10,000	石P連会長・校長研修会、県P大会広告料 県P八重山大会関連
	5 事務職員費	1,316,000	1,315,000	1,000	給料、期末手当、雇用保険負担金
	計	1,626,000	1,575,000	51,000	
2 活 動 費	1 研修費	100,000	250,000	△ 150,000	沖縄PTA研究大会(八重山大会)参加費など
	2 総務委員会費	30,000	60,000	△ 30,000	登小っ子ふれあいまつり 母ちゃんの会ベルマーク作業
	3 文化スポーツ委員会費	50,000	60,000	△ 10,000	校内親睦スポーツ大会運営費、石P主催親睦 スポーツ大会参加費、講演会運営費等
	4 広報委員会費	80,000	100,000	△ 20,000	PTA新聞『おもと』発行
	5 環境整備委員会費	300,000	200,000	100,000	美化作業、環境整備、修繕費用
	6 校外生活委員会費	50,000	30,000	20,000	パトロール用備品、カラーコーン購入等
	7 全町内委員会費	140,580	147,840	△ 7,260	220円×639名 夏休みラジオ体操活動費
	8 全学級委員会費	520,000	550,500	△ 30,500	750円×児童数+担任
	計	1,270,580	1,398,340	△ 127,760	
3 児 童 奨 励 費	1 報奨費	30,000	80,000	△ 50,000	児童作品郵送費、講師料
	2 派遣費	30,000	50,000	△ 20,000	音楽発表会、石垣島まつりパレード
	3 健康会費	123,970	131,560	△ 7,590	230円×539名(639-100)(要保護・準要保護)
	4 飼育栽培費	50,000	30,000	20,000	土、肥料、種子など
	5 児童活動費	350,000	330,000	20,000	クラブ、委員会、鼓笛隊関連、少年写真新聞
	6 衛生費	100,000	60,000	40,000	保健室備品、消耗品、熱中症対策
	7 図書費	650,000	650,000	0	図書購入費
	計	1,333,970	1,331,560	2,410	
4 管 理 費	1 広報車維持管理費	200,000	120,000	80,000	車検、燃料代、保険料、修理代、軽自動車税
	計	200,000	120,000	80,000	
5 分 担 金	1 石P連分担金	220,455	231,840	△ 11,385	345円×639人(全児童数)
	2 学校給食研究会分担金	19,170	20,160	△ 990	30円×639人(全児童数)
	計	239,625	252,000	△ 12,375	
6 加 入 金	1 活動災害費	76,650	81,600	△ 4,950	活動時における災害保障 会員一世帯150円
	計	76,650	81,600	△ 4,950	
7 予 備 費	1 予備費	32,371	20,304	12,067	
	計	32,371	20,304	12,067	
支 出 合 計		4,779,196	4,778,804	392	

議案第4号

登野城小学校PTA会則 改正について

第18条について（変更）

改正前	改正後
（学級委員会） 第18条 学級委員会は、各学級で選出された<u>役員</u>と担任教師で構成します。 2）学級役員は次のとおりとします。 （1）学級委員長 （2）学級副委員長 （3）書記会計 （4）専門委員 （5）担任教師	（学級委員会） 第18条 学級委員会は、各学級で選出された<u>委員</u>と担任教師で構成します。 2）学級委員は次のとおりとします。 （1）学級委員5名以上 （2）担任教師

第18条について（変更）

改正前	改正後
4）学級委員会は必要に応じて学級委員長が招集します。	4）学級委員会は必要に応じて<u>学級委員</u>が招集します。

第18条について（追加）

改正前	改正後
	5）学級委員は、専門委員を兼任し、学校PTAの運営をサポートします。

【理由】

学級・学年PTAの運営にできるだけ参加しやすくするため「委員長」などの役職は設けないようにする。
また、学校PTAの運営にも参加しやすくするため、専門委員を兼任する。

令和 7 年度 登野城小学校PTA役員

会 長

高島 好勝

副会長

後藤 友宣

副会長

金城 啓介

副会長

地網 友美

副会長

前津 彩乃

書記会計

高良 音絵

監 査

西銘 和子

監 査

山入端 静香（職員）

理 事

田代 和真（教頭）

理 事

金城 綾乃（教務）

顧 問

宮良 健（校長）

登野城小学校PTA会則

第1章 総 則

（名称と事務所）

第1条 私たちの会は、登野城小学校PTA（以下、「この会」という）と称し、事務所を登野城小学校におきます。

事務所住所：沖縄県石垣市字登野城 290 番地（〒907-0004）

電話番号：0980-83-2307

（目 的）

第2条 この会は、児童憲章と教育基本法の精神を尊重し、父母と教師、職員が互いに協力し合って、児童の幸福な成長をはかると共に会員の教養を高め、地域社会の教育環境の向上に努めることを目的とします。

（活 動）

第3条 この会は教育を本旨とし、前条の目的を達成するため次の方針に従って活動します。

- （1）学校、社会的諸団体や、一般社会と協力し、家庭と学校と社会における児童のよい教育状況の整備向上に努めます。
- （2）よい父母、よい先生になるように、会員相互の研修と親睦をはかります。
- （3）学校教育費の公費による適正な予算をたてるように努めます。
- （4）この会の名において、政治活動、宗教活動はしません。又、営利を目的とした行為や活動も行わず学校の人事、その他管理に干渉しません。

第2章 組 織

（会 員）

第4条 この会の会員となることのできる者は、本校に在籍する保護者と、この学校に勤務する教師、職員、並びに本会職員とします。

- 2）会員はすべて平等の権利と義務をもちます。

(機 関)

第5条 この会には、議決、執行、監査の機関をおきます。

- 2) 議決機関は、総会、評議委員会とします。
- 3) 執行機関は、学級PTA、学年PTA、各委員会、町内委員会とします。
- 4) 監査機関は、監査委員をもって構成します。

(役 員)

第6条 この会には、次の役員をおきます。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 理 事 2 名(教頭・教務)
- (4) 書記会計 1 名
- (4) 監 査 3 名以内(学校職員1名)
- (5) 顧 問 1 名(学校長)
- (6) 上部団体委員 (石垣市・八重山地区PTA連合会役員等)

(役員を選出)

第7条 この会の役員は、次の方法で選出します。

- (1) 会長、副会長、監査は評議委員会で選出し、総会の承認を得るものとします。
- (2) 理事は会長が教頭、並びに教務に委嘱します。

(役員の任務)

第8条 この会の役員の任務は次のとおりとします。

- (1) 会長は、この会を代表し会議を統轄し、また会議の議長となります。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行します。
 - (3) 理事は、この会全般の執行状況の把握並びに書記の監査、指導、助言及びこの会の名において行う対外交渉をします。
 - (4) 監査員は、この会の会計を監査し、評議委員会及び総会に報告します。
 - (5) 顧問は、この会の運営活動において助言をします。
- 2) 役員の招集は、必要に応じて会長が行います。

(職 員)

第9条 この会に次の職員をおきます。

- (1) 書記 1 名
- 2) 書記は、会長と理事の命を受け日常の事務、会計を処理し、関係文書を保管します。

第3章 議決機関

(総 会)

第10条 この会の議決機関は、評議委員会並びに総会とし緊急を要する場合は評議委員会をもって、総会にかえることとします。

第11条 総会は最高議決機関であり、全会員をもって構成し、毎年1回5月内に開催します。但し、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができます。

第12条 総会は次の事項を決めます。

- (1) 会則の承認
- (2) 役員の承認
- (3) 予算決算の承認
- (4) 会務の報告
- (5) 事業・計画の承認
- (6) その他必要な事項

(評議委員会)

第13条 評議委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、正・副会長、理事、各学級委員長、町内委員長、専門委員長、教師10名をもって構成する。但し、必要に応じて学級役員の中からも選出することができ、会長が招集します。

第14条 評議委員会は次の事項を審議します。

- (1) 会則の改廃並びに制定
- (2) 役員の選出
- (3) 予算案の承認、歳入歳出予算の更正
- (4) 決算の承認
- (5) 総会に提出する議案の審議
- (6) その他、緊急事項の処理並びに、総会から委任された事項

(議 決)

第15条 会議の議決は、出席者の多数をもって決し、同否同数のときは、議長が決定します。

第4章 執行機関

(委員会)

第16条 この会の事業を円滑に推進するために、次の委員会を設けます。

- (1) 理事会
- (2) 学級委員会
- (3) 学年委員会
- (4) 専門委員会

専門委員会は次の5部門をもって構成します。

- (イ) 総務委員会
 - (ロ) 環境整備委員会
 - (ハ) 広報委員会
 - (ニ) 文化スポーツ委員会
 - (ホ) 校外生活委員会
- (5) 町内委員会
 - ① 登野城1町内委員会
 - ② 登野城2町内委員会
 - ③ 登野城5の1町内委員会
 - ④ 登野城5の2町内委員会
 - ⑤ 大川1町内委員会
 - ⑥ 大川2町内委員会
 - ⑦ 大川3町内委員会
 - ⑧ 大川4町内委員会
 - ⑨ 大川5町内委員会
 - ⑩ 登野城8町内委員会

(理事会)

第17条 理事会は、正・副会長、理事、顧問をもって構成し、次の事項を掌ります。

- (1) この会の会務の事業の執行、推進
 - (2) 各委員会の事業、執行の連絡調整
 - (3) 総会及び評議委員会に提出する議案の立案、調整
 - (4) その他必要な事項
- 2) 理事会の会議は必要に応じて会長が招集します。

(学級委員会)

第18条 学級委員会は、各学級で選出された役員と担任教師で構成します。

2) 学級役員は次のとおりとします。

(1) 学級委員 5 名以上

(2) 担任教師

3) 学級委員会は次のことを行います。

(1) 学級PTAの事業と企画、運営に関すること

(2) 学年と学級との連絡調整に関すること

(3) 保護者と教師の理解と親睦に関すること

(4) 学級経営への協力に関すること

(5) その他必要な事項

4) 学級委員会は必要に応じて学級委員が招集します。

5) 学級委員は、専門委員を兼任し、学校PTAの運営をサポートします。

(学年委員会)

第19条 学年委員会は、各学年の学級正・副委員長と学級担任で構成します。

2) 学年委員会の役員は、委員の選出により次のとおりとします。

(1) 学年委員長

(2) 学年副委員長

(3) 書記会計

(4) 学級担任

3) 学年委員会は次のことを行います。

(1) 学年PTAの事業と企画、運営に関すること

(2) 学年、学級PTAの諸問題に関する学校との連絡調整

(3) 学年、学級への協力に関すること

(4) 父母と教師の理解と親睦に関すること

(5) その他必要な事項

4) 学年委員会は必要に応じて学年委員長が招集します。

(専門委員会)

第20条 専門委員会は、各学級委員、町内委員長、及び教師若干名で5専門委員会を構成します。

2) 各委員会の正・副委員長は、当該委員の互選によって選出します。

3) 各委員会は委員会の事業の企画運営及び実践活動にあたります。

4) 各委員会は必要に応じて、委員長が招集します。

(委員会)

第21条 各委員会は次の事業を行います。

(1) 総務委員会

- ・年間全体事業計画の立案
- ・児童の奨学並びに福祉に関すること
- ・総会、評議委員会の準備
- ・人事及び表彰に関すること
- ・その他各部門に属さない事項

(2) 環境整備委員会

- ・児童の生活指導に関すること
- ・地域懇談会、地域パトロール等
- ・学校内外の環境の整備向上に関すること
- ・校内緑化運動、美化奉仕作業等に関すること

(3) 広報委員会

- ・PTA会報の発行
- ・PTA活動の発行
- ・PTAに関する情報収集

(4) 文化スポーツ委員会

- ・会員の学習、研究に関すること
- ・研修会、講習会の企画、立案並びに実施
- ・児童の保健衛生、体力向上に関すること
- ・保健体育行事への協力に関すること
- ・会員相互の親睦に関すること

(5) 校外生活委員会

- ・PTA研修の計画実施
- ・児童の生活指導及び交通安全に関すること
- ・地域懇談会、地域パトロール、あいさつ運動等の実施
- ・夏休み校外生活指導
- ・中学校PTAとの連携

(町内委員会)

第22条 町内委員会は、その地域に居住する会員、若しくは希望する会員と町内担当教師で構成します。

2) 町内委員会の役員は当該会員の互選によって選出します。

- (1) 町内委員長
- (2) 町内副委員長
- (3) 書記会計

- (4) 担当教師
- 3) 町内委員会は次のことを行います。
 - (1) 校外における児童の生活指導
 - (2) 各字会こども会、子ども育成会との協力連携
 - (3) 校外における活動計画並びに実施
 - (4) 他校PTA及び社会教育団体や、地域団体との連携調整
 - (5) 町内会員の指導、育成及び連絡調整
 - (6) その他必要な事項
- 4) 町内委員会は必要に応じて町内委員長が招集します。

(役員並びに委員の任期)

第23条 この会の役員並びに各委員の任期は、選任の日から次の定期総会の日までとします。但し、再任は妨げないものとし、補充委員の任期は前任者の残任期間とします。

第5章 会 計

(経 費)

第24条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他によって賄います。

(会 費)

第25条 この会の会員は、会費を収めなければなりません。

- 2) 会費は月額800円とし、学期別に納入するか、若しくは4月分から翌年の3月分までを全額納入することもできます。
- 3) 会員に災害その他特別な事由がある場合は、申請により減免することができます。

(予算と決算)

第26条 この会の経理は、総会において承認された予算書に基づいて行います。

- 2) 予算の補正は、次号に従って処理するものとします。
 - (1) 項と項の間における流用は、当該委員会の承認を受けて会長がこれをなします。
 - (2) 項の間の目の流用は、会長の承認を受けてこれをなします。
 - (3) 前条の第2項に定める会費の増額の場合は、必要な経費にこれを充て減収の場合は収入の範囲内で急を要しない事項を減額することができます。

す。

(4) 現予算の執行が苦しく困難になった場合、補正予算を評議委員会の議決を受け、予算を更正しなければなりません。

3) 決算は会計監査を経て、総会の承認を得なければなりません。

(基 金)

第27条 この会に特別基金を設けることができます。

(会計年度)

第28条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日で終わります。

第6章 簿 冊 及 び そ の 他

(簿 冊)

第29条 この会に次の簿冊を備えます。

- (1) 会則及び細則
- (2) 事業記録
- (3) 予算並びに決算に関する書類
- (4) 現金出納帳
- (5) 会計徴収に関する書類
- (6) その他必要な調書簿

(兼 務)

第30条 第6条の役員は、第16条各号に定める委員を兼ねることはできません。

(事務引継ぎ)

第31条 新旧役員の事務引継ぎは、選任の日から7日以内に行うものとします。

(表 彰)

第32条 この会の会員及び会員でないもの（または団体等）を含め、この会に顕著な功績があり、又は他の模範となるものがあるときは、評議委員会、若しくは理事会の承認を得て表彰し、又は他の機関、団体へ表彰の推薦をすることができます。

(辞任及び罷免)

第33条 評議委員、役員が任期中辞任するときは、会長に届け出て承認を得なければなりません。

- 2) 評議委員、役員に特別の事由があったときは、評議委員会の承認を得て、会長がその任を解くものとします。

(職員の採用)

第34条 第9条の職員は、総会の承認を得て会長が雇用します。

- 2) 職員の雇用期間は総会の日から翌年の総会の日までとし、更新は妨げません。
3) 職員の給与は、評議委員会、若しくは理事会の承認を得て決定します。
4) 職員の資格は、この会の保護者であることを原則とします。

(規 定)

第35条 この会の運営に関し必要な事項は別に定めます。

(附 則)

1. 昭和55年4月26日制定、同日施行し、1957年4月1日施行の会則は廃棄する。
2. 1983年4月30日に一部改正した会則は、昭和62年3月31日に廃棄する。
3. 昭和62年2月7日一部改正会則を、同年4月1日付施行。
4. 平成7年6月2日一部改正会則を、同日施行。
5. 平成9年5月17日一部改正会則を、同日施行。
6. 平成13年5月19日一部改正会則を、同年5月1日付施行。
7. 平成14年5月10日一部改正会則を、同年4月1日付施行。
8. 平成15年4月30日一部改正会則を、同年4月1日付施行。
9. 平成17年5月17日一部改正会則を、同年4月1日付施行。
10. 平成18年4月30日一部改正会則を、同年4月1日付施行。
11. 平成26年5月21日一部改正会則を、同年4月1日付施行。
12. 令和元年10月7日一部改正会則を、同日施行。
13. 令和2年5月25日一部改正会則を、同日施行。
14. 令和5年5月14日一部改正会則を、同日施行。
15. 令和7年5月11日一部改正会則を、同日施行。